

平成25年(厚)第1480号

平成26年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が平成○年○月○日に死亡したので、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「厚生年金保険の被保険者であった者の死亡当時その者によって生計を維持していた遺族とは認められないため(生活費、療養費等について生計の基盤となるような経済的な援助が死亡者から請求者に対して行われていたとは確認できないため)」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その理由は、本裁決書添付別紙に記載のとおりである。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基

準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。))第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(以下「認定基準」という。))平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知)。

2 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、及び、同人の死亡の当時請求人が亡Aの妻であって、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第4の1の各認定事実から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時、同人によって生計を維持した配偶者と認めることができるかどうか、ということである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、上記認定基準を定めているが、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な

援助が行われていること。

(1) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、前記(1)のAに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。亡Aと請求人の別居は、昭和○年頃に亡Aの事業失敗により多額の負債を抱えたことを契機として開始された(再審査請求の理由による。)が、生計同一関係申立書によれば、別世帯になっていた理由及び同居についての申立(別居していたことの理由)欄には記載がなく、経済的援助については、「1月に○度程度○万～○万円の振込及び現金の受取り。その他必要に応じて、夫の経済状況に合わせて現金を受取っていた。(子供への仕送り及び月○万程度の振込)」とされ、定期的な音信・訪問については、音信の手段として、電話・訪問、年賀状があったとされ、訪問回数は年約○回程度、音信・訪問の内容は、「週末に夫が請求人の居所を訪問、衣替え時期(アパートが小さく必要最小限の衣服のみを持って行っていたため)その他必要に応じて夫が居所を訪問していた。移転先への訪問(アパートが小さかったのでこちらからの訪問は少ない)夫の腰痛看護、電話連絡、年賀状、冠婚葬祭(墓参り等を含む)○○転居後も月に数回は行き来や電話連絡をとっていた。」とされているものの、これら経済的援助や定期的に音信、訪問があったことを証する客観的資料は存しないのであり、請求人の主張のみによってこれを認めることは困難といわざるを得ず、これらを総合してみると、上記イにも該当するとはいえない。

(3) 請求人は、亡Aは平成○年の終わり頃失踪して音信が途絶え、その後平

成○年○月に死亡し、○○市役所から亡A死亡の知らせ及び住民税の滞納の連絡を受けたのであるが、亡Aの近所の人の話では、転居後ほどなくして地域の役員を引き受け元気でいたが、死亡する1か月程まえ、急に体の具合が悪くなり救急車で病院に運ばれ、ほとんど意識ももたらず、あっという間に死亡したとのことであったとの事実を述べて、請求人と亡Aとの間には平成○年終わり頃に降亡A死亡時までの間、亡Aからの経済的援助及び両者間の音信はなかったことを自認した上、「失踪についての遺族厚生年金の判断は、失踪前を基準とする事となっており、失踪前において特別の生計維持関係があったと認めることができるのであるから、亡A死亡の当時の外形的な生計維持関係になかったとしてされた原処分は取り消されるべきである。」と主張する。

そこで、この主張について検討するに、厚生年金保険法第59条第1項は、「遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、…であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた被保険者であった者にあつては、行方不明となった当時。…)その者によって生計を維持したものとする。」と規定している。生計維持要件が充足されるかどうかの基準時は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の時とされているが、これをそのまま失踪宣告を受けた者に適用すると、民法第31条により、失踪期間満了の時が基準時となるが、厚生年金保険法第59条第1項は、その者が失踪の宣告を受けた者である場合については、「死亡の当時」を「行方不明となった当時」と読み替えているのである。この読替規定は、昭和46年法律第72号による厚生年金保険法の改正によって追加され、受給要件の緩和を図ったものであるが、普通失踪

のように生死不明となつてから7年経過した時点で死亡したものとみなされる者については、死亡当時では、不在者となつてから7年間以上も生死不明となっているので、被保険者ではなくなつていたり、また、生計維持の関係がないこと等が一般的であり、遺族厚生年金が支給されないことになるためこのような事態を解消するため、失踪者の場合は被保険者資格や生計維持関係を行方不明となつた時点で認定することとしたものと解される。しかしながら、亡Aについては、平成〇年終わり頃以降、その行方が請求人や家族に明らかでなかつたことは認められるものの、亡Aについて失踪宣告がされていないことは本件記録により明らかであるから、上記の読み替え規定を適用する余地はない。上記主張は、採用することができない。

- (4) そうすると、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないのであつて、原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。